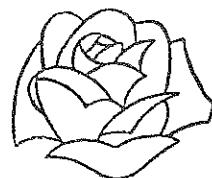


広報

かわやま

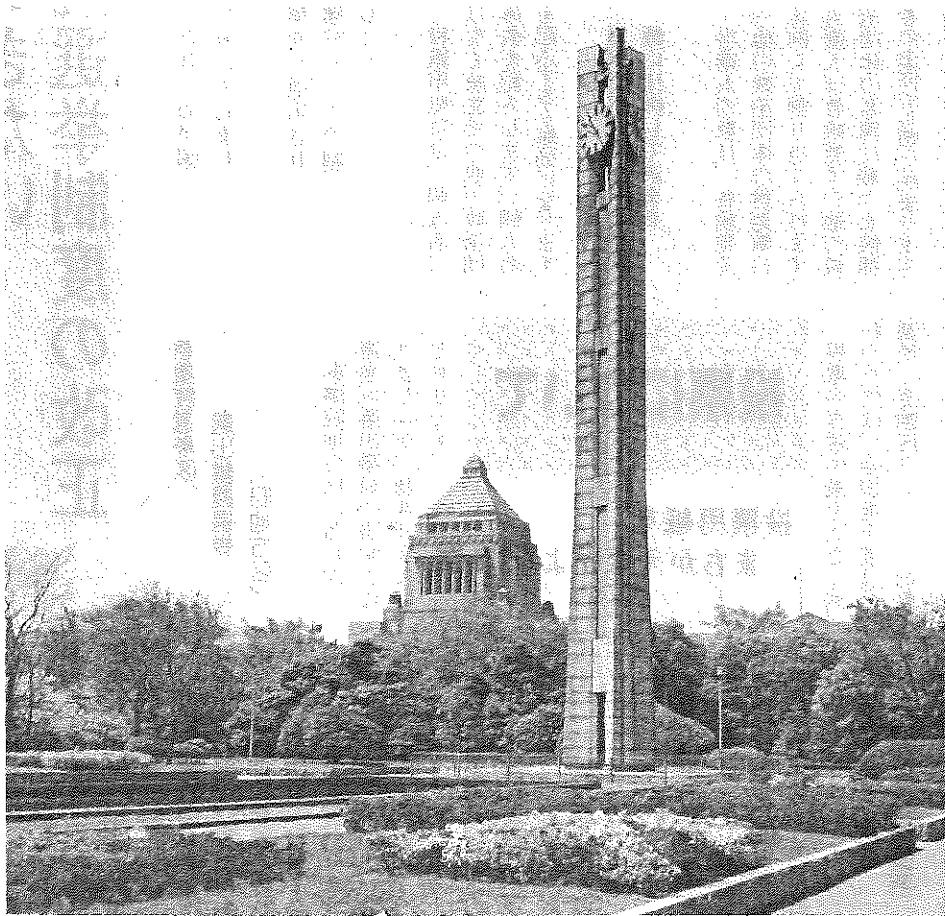
発行 福井県勝山市
勝山市選挙管理委員会

編集 市企画課

911 福井県勝山市元町1丁目1番1号
☎ (07798) 8-1111

6月26日参議院議員通常選挙

きれいな選挙で 明るい日本



今回の参議院議員通常選挙は、厳しい社会、経済環境のなかで今後の日本の進路を方指向する極めて重要な国政選挙です。そのためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、ルールを守りながら進んで投票に参加しましょう。今回の中選挙から、従来の全国区選挙に替えて、比例代表選挙が行われます。

比例代表選挙は、各政党などの得票数に応じて、各政党などの当選人数が決まります。

その結果、各政党などの得票数に応じて、各政党などの当選人数が決まります。

選挙運動の面でも、従来の候補者の選挙運動自動車とか、候補者のポスターとかいったものがなくなり、政党などが選挙運動の中心となります。

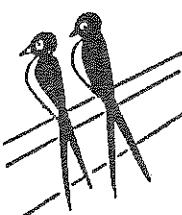
全国区選挙については、以前から多くの批判があります。

比例代表選挙は、その批判にこたえるために、替って登場したものです。

初めての比例代表選挙ですから、かつてが違うことでしょ

うが、これを定着させ、育てあげるために、有権者の関心と支持と自覚ある行動をお願いします。

なお、従来の地方区選挙は、「選挙区選挙」と名称が変わりましたが、内容は今までどおりです。

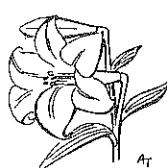
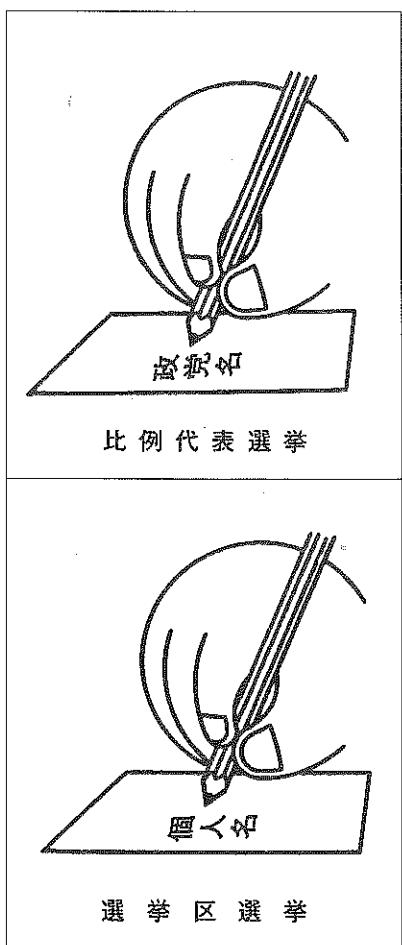


今回の比例代表選挙は、決してわかりにくいものではありません。比例代表選挙では有権者は、各政党あるいはその他の政治团体が提出した候補者名簿を点検して、その一票を選び、その政党などの名称または略称を書いて投票することになります。

今回の比例代表選挙は、決してわかりにくいものではありません。比例代表選挙では有権者は、各政党あるいはその他の政治团体が提出した候補者名簿を点検して、その一票を選び、その政党などの名称または略称を書いて投票することになります。

6月26日は 参議院議員通常選挙

各政党その他の政治団体は候補者を選び、順位をつけて名簿を提出します。有権者は名簿やその政党その他の政治団体の政策などをよく見て、選ぶ政党を決めます。



知っておきたい 参議院選挙制度の改正

参議院全国区制が改正され、わが国で初めての比例代表制が導入されました。

今回の参議院通常選挙から適用されますので、内容を十分理解してこの制度をいかすよう努めましょう。

(四) 全国区
參議員比例代表選舉

1、個人から政党その他の政 治団体への選挙

投票用紙には、個人名ではなく政党その他の政治団体名を記入します。個人名を記入すると無効になります。

4、当選者は政党などの
数に比例して決まる

今までのようには、個人個人の候補者に投票するのでなく、政党その他の政治団体に投票します。

候補者は政党その他の政
治団体の名簿に載る

各政党その他の政治団体は候補者を選び、順位をつけて名簿を提出します。有権者は名簿やその政党その他の政治団体の政策などをよく見て、選ぶ政党を決めます。

投票について

投票用紙を
まちがえないように

選挙区選出議員（旧地方区）の選挙と比例代表制（旧全国区）の選挙は、同時に行われますが、投票用紙の色が違っていますので、よく確認してください。

投票してください。

◇ 選挙区選出議員選挙（旧地方区） 薄黄色

◇ 比例代表選出議員選挙（旧全国区） 白 色

2、選挙区選出議員
（旧地方区）の投票

4、投票の順序

① 選舉区選出議員選舉（旧地方区）
 ② 比例代表選出議員選舉
 (旧全国区) (旧色)

名簿式比例代表制を採用したことにより、候補者個人へ投票するのではなく、政党その他の政治団体へ投票するようになったことです。

地方選出議員の選挙（地方区）については、選挙区選出議員の選挙と呼び方が変わっただけで、個人へ投票すること

投票所で投票するとき、選挙区選出議員（旧地方区）については、今までどおり、投票記載所に候補者の氏名などが掲示されていますので、よく確認をして投票してください。

あなたが選ぶ 住みよい社会



○ 今回の選挙で、勝山市において選挙ができる人、できない人は次のとおりです。

できる人

○ 昭和三十八年六月二十七日以前に生まれた人で、住民登録をし、引き続き居住している人

○ 勝山市に、本年の三月一日以前に転入、住民登録をして、引き続き居住している人

できない人

入場券は、投票日の一週間前までに有権者の皆さんのお手もとへ、郵便でお届けします。

もし、入場券が届かないときは、市選管事務局（電話八一一一一内線二六五番）までご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実に保管しておき、投票日に氏名などをまちがえないようにして、投票所の受付へ出して

市内うちで住所を変更された人の投票所は

ください。
万一、入場券をなくした場合でも、投票所の受付でその旨、申し出れば投票ができます。

投票時間は午前七時から午後六時までです。ただし、次の投票所は、投票所閉鎖時刻を一時間繰り上げ、午後五時に閉じますのでご注意ください。

○第七投票所（芳野ヶ原分校）

○第十五投票所（小原分校）

○第十七投票所（杉山分校）

不在者投票

(3) 次のような理由がある人は不在者投票ができるまで

に他の市にいる場合 病気、

あるいは、歩行が困難な場合 行き難い場合

不在者投票

(1) 投票日の
日、自分の
票区以外の
ところで仕事
従事しなけ
ばならない

当のと事に印鑑を忘れずに不在者投票をするときは、
不在者投票をする人は、選舉管理委員会事務局へ印鑑を持つておいでください。
投票日の当日に、投票に行けない理由を誓書に記載するだけで不在者投票ができます。
おわかりにならない点があれば、市選舉管理委員会事務局（八一一一一一）へお問い合わせください。

郵便で不在者投票が
できます

(3) 病気、負傷、妊娠、老衰
あるいは、身体障害のため
歩行が困難で、投票日に投
票所に行けない場合

郵便による不在者投票のできる人は次に該当する人で、「郵便投票証明書」の交付を受けている人です。

不在者投票の代理人

△身体障害者手帳の交付を受
ている人で、次に該当する人

期間

四

六月三日(金)から六月二十日(土)まで。

(2) 心臓 じん臓 呼吸器障害

二四

おけでいます。

今時
聞

前八時三十分から午後

五時主

2

市役

局所三階選舉管理委員

からだの不自由な人は
代理投票を

からだが不自由だったり、
文盲のため、自分で候補者名
を投票用紙に書くことができ
ない人は、投票所受付で「代
理投票」と、申し出てください。

の午後七時から受け付けをし
ますので、時刻までに開票所
入口までおいでください。

きれいな選挙 五つの提唱



- ◇よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。
- ◇選挙法を守らない候補者はボイコットしましょう。
- ◇わたしたちの代表の活動を常に見守りましょう。
- ◇議員等からの祝儀、花輪などはぜったいにもらわないようにしましょう。
- ◇議員等に祭りや団体旅行などの寄付をぜったいにねだらないようにしましょう。

開票は、六月二十六日の投票当日、午後七時三十分から市民会館で行います。区選出議員選挙、次に比例代表選出議員選挙の順です。開票所の参観者は二百人までです。入場希望者は、当日

開票所
市民会館



選挙豆知識

過去5回の参議院議員通常選挙結果(選挙区(旧地方区))

選挙投票日	12回(55・6・22)	11回(52・7・10)	10回(49・7・7)	9回(46・6・27)	8回(43・7・7)
選挙当日の有権者	22,610人	22,333人	22,222人	22,051人	20,877人
投票総数	19,944	18,598	17,803	15,508	16,508
投票率	88.21%	83.28%	80.11%	70.33%	79.07%
有効投票	19,513	18,193	17,310	14,804	16,098
議員定数(全県一区)	1人	1人	1人	1人	1人
立候補者数	3人	3人	3人	3人	3人

あなたの投票所は次のとおりです

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2・3・4丁目	第13投票所	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合
第2投票所	成器西幼稚園	沢町1丁目、本町1丁目 栄町1・2・3・4・5丁目	第14投票所	木根橋道場	木根橋
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目 長山町1・2丁目	第15投票所	小原分校	小原
第4投票所	成器西小学校	昭和町1・2・3丁目、旭町1丁目	第16投票所	谷教会	谷
第5投票所	成器南幼稚園	元町2・3丁目、立川町1・2丁目	第17投票所	杉山分校	杉山
第6投票所	旭町2丁目区民会館	旭町2・3丁目、片瀬、 片瀬町1・2丁目	第18投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、 北野津又、横倉
第7投票所	芳野ヶ原分校	上芳野、芳野原	第19投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第8投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第20投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第9投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笠尾、赤尾、大渡、堅倉、 神野、経塚	第21投票所	北郷公民館	西妙金島、桧曾谷、新町、志比原、 上森川、下森川、東野、岩屋
第10投票所	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、 池ヶ原	第22投票所	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第11投票所	村岡公民館	郡町1・2・3丁目、滝波、五本寺、 黒原、寺尾、淨土寺、滝波町1・ 2・3・4・5丁目	第23投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西侯、矢戸口、 西邊羽口、本郷、東邊羽口、杉侯、 志田、発坂、出村
第12投票所	柄神谷公民館	柄神谷、暮見、野向町薫師神谷	第24投票所	渥羽農村環境改善センター	下荒井、ほう崎、大袋、新道、 北山、蓬生、中島、千代田、比島